

～第5次和歌山市地域福祉計画～

わかやま・元気ふくし計画

令和 6(2024)年
7月時点

目次

I 計画の基本的事項	1
1. 計画策定にあたって	1
2. 策定の背景.....	2
3. 地域福祉の基本的な考え方	4
4. 計画の位置づけと期間	6
5. 計画の推進方法	7
6. 計画の策定過程	10
II 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	11
1. 本市の人口と世帯状況	11
2. 分野別にみる現状.....	14
3. ボランティア・NPO法人の状況	22
4. アンケート調査やヒアリング調査等の結果.....	24
5. 課題の整理.....	25
III 地域福祉推進の基本的な考え方.....	26
1. 基本理念	26
2. アクション.....	27
3. 取り組みの体系	27
IV 取り組みの方向	28
V 重点的に取り組むプログラム	29
資料.....	30
1. 計画策定の経過	30
2. 和歌山市地域福祉計画推進協議会条例	30
3. 和歌山市地域福祉計画推進協議会委員名簿.....	30
4. 和歌山市地域福祉計画推進委員会委員名簿.....	30

I 計画の基本的事項

1. 計画策定にあたって

近年の少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化や地域での地域住民の社会的なつながりの希薄化などにより、時代と共に地域や家族を取り巻く環境が変化しています。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」や、団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口が激変する「2040年問題」といった高齢者にまつわる社会問題も顕在化し、高齢化の進展は留まることなく進んでいます。

また、老老介護、認認介護、ひきこもり、虐待、子どもの貧困等、福祉分野における課題は複雑化、多様化してきています。社会の変化から、社会生活において孤独を覚える、または孤立していることにより心身に有害な影響を受けている人も存在し、こうした状況を踏まえ、国では孤独・孤立対策推進法が公布されています。合わせて、生きづらさを抱える罪を犯した人等を地域社会で孤立させないための取組も必要となっており、誰もが安心して地域生活を送るため、再犯者の減少に向けた取組も必要となっています。

国では、市民一人ひとりがつながり、地域で役割をもつことで住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができる社会「地域共生社会」の実現を推進しています。

また、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、「断らない相談支援」を実現するための「重層的支援体制整備事業」が創設され、行政内部の横のつながりを強化し、包括的な支援体制を構築していくことが重要となっています。

和歌山市（以下「本市」という。）では、平成17(2005)年に第1次、平成22(2010)年に第2次、平成27(2015)年に第3次、令和2(2020)年に第4次の「和歌山市地域福祉計画」を策定し、多くの人々の協力のもとで推進してきましたが、人々の暮らしの変化や社会構造の変化をふまえ、人々がさまざまな地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける「地域共生社会」の実現に向け、市民、団体・事業者、市・関係機関等が協働して推進していくうえで、共有する理念と取り組みの方向性を定めるために、「第5次和歌山市地域福祉計画『わかやま・元気ふくし計画』」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2. 策定の背景

(1) 社会福祉法等の改正

国では平成 27(2015)年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書以降、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し分野を超えてつながり、地域と共につくっていく「地域共生社会」の実現に向け、様々な取組や法改正が行われています。

平成 29(2017)年の改正社会福祉法では、区市町村による地域福祉計画の策定が努力義務化され、包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目等が追加されました。さらに、令和 2(2020)年の社会福祉法等の一部改正では、区市町村の包括的な支援体制の構築支援（「重層的支援体制整備事業」の創設）を柱に、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、社会福祉連携推進法人制度の創設等が定められました。

(2) 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人一人の生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。



資料：厚生労働省 地域共生社会ポータルサイト

(3) 重層的支援体制整備事業

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない相談支援体制を整備するとともに、参加支援、地域づくりに向けた支援を行う、手上げ方式による新規の任意事業です。

重層的支援体制整備事業における各事業の内容は社会福祉法第106条の4第2項に3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。それぞれの事業を個別に行うのではなく、一体的に展開することが重要です。

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ●支援機関のネットワークで対応する ●複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ●社会とのつながりをつくるための支援を行う ●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ●交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ●地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ●支援が届いていない人に支援を届ける ●会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ●支援関係機関の役割分担を図る

(4) SDGs (持続可能な開発目標) との関連

本市では、平成27(2015)年9月に国連において採択された「SDGs (持続可能な開発目標)」について、全庁一丸となって推進を図っているところであり、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取り組みを行う都市として、令和元(2019)年7月に「SDGs未来都市」に選定されました。

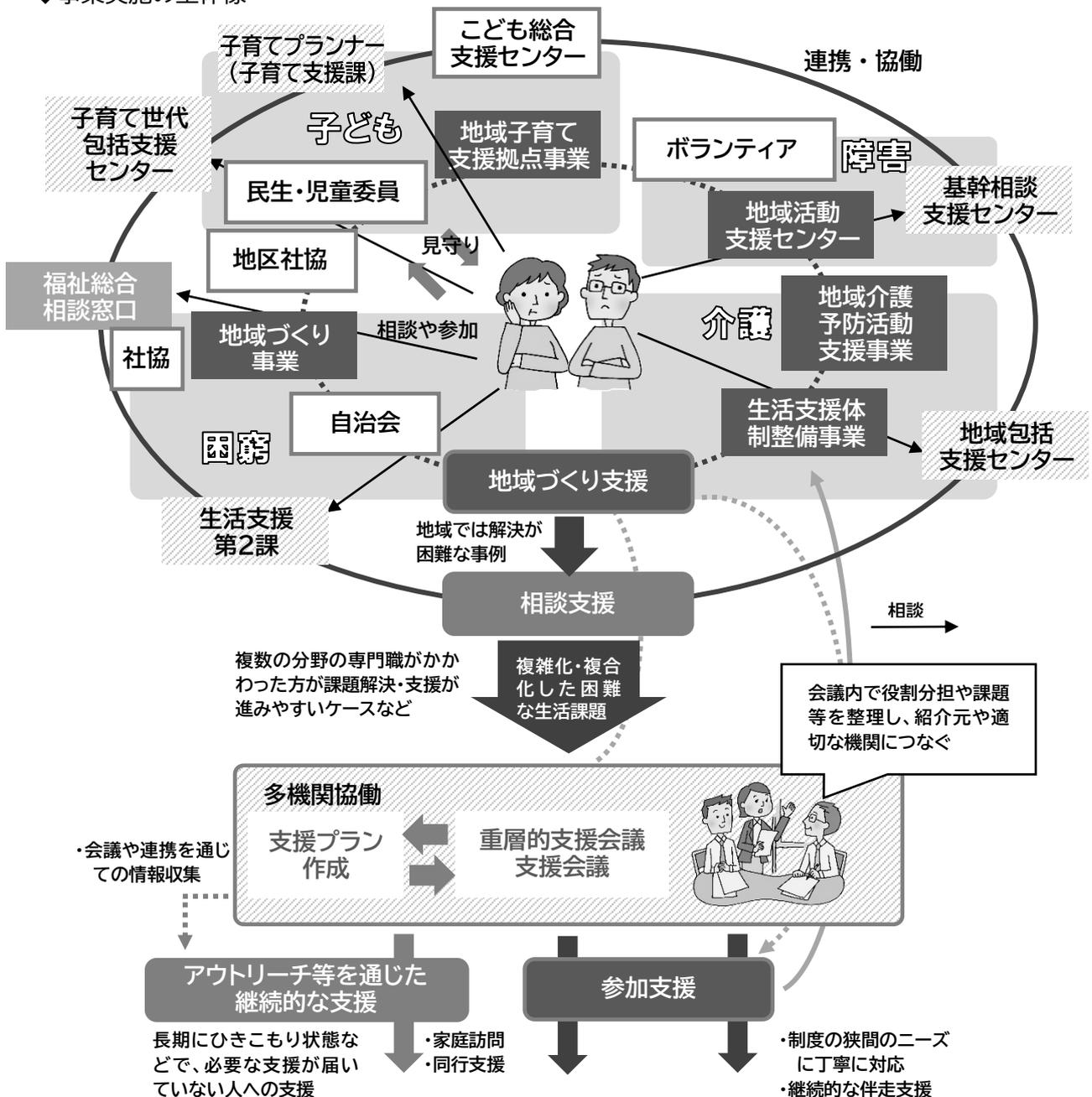
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 地域福祉の基本的な考え方

本市の地域福祉を推進するにあたり、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、断らない相談支援体制を整備するとともに、参加支援、地域づくりに向けた支援を行う、重層的支援体制整備事業を据えた計画を推進します。各事業の内容は社会福祉法第106条の4第2項に3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。

◆事業実施の全体像



SP コード

(1) 相談支援 ～包括的相談事業・多機関協働事業～

〈包括的相談事業〉

本市では、地域包括支援センターなど 24 の相談窓口において、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供を行っています。

〈多機関協働事業〉

多機関協働事業とは、市全体で包括的な相談体制を構築することを目的としています。

単独の支援機関では、対応が難しい複雑化・複合化した事例（複雑な課題を抱える家族など）に対して、各支援機関の役割分担や支援の方向性を整理するなどして、ケースの調整役となっています。また、支援機関と連携し、本人への直接支援も実施しています。

〈アウトリーチ等通じた継続的支援事業〉

複数分野にまたがる課題を抱えていることや長い間ひきこもり状態にあるなど、必要な支援が届いていない人に支援を届けることを目的としています。

各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりから潜在的な相談者を見つけ、本人との継続的な関わりを持てるよう、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。

(2) 参加支援

社会とのつながりを作るための支援を行うことを目的としています。

利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行います。

また新たに社会資源に働きかけることや既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズにあった支援メニューをつくります。

本人への定着支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援ができているかをフォローアップします。

(3) 地域づくり事業

地域住民が地域社会に参加する機会を確保するとともに、地域ネットワークを強化します。既存事業を活かしつつ、主に以下の2点に取り組みます。

- ①世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な「場」や「居場所」の整備。
- ②地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として、「人」と「人」、「人」と「場所」をつなぎ合わせる（コーディネート機能）

4. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

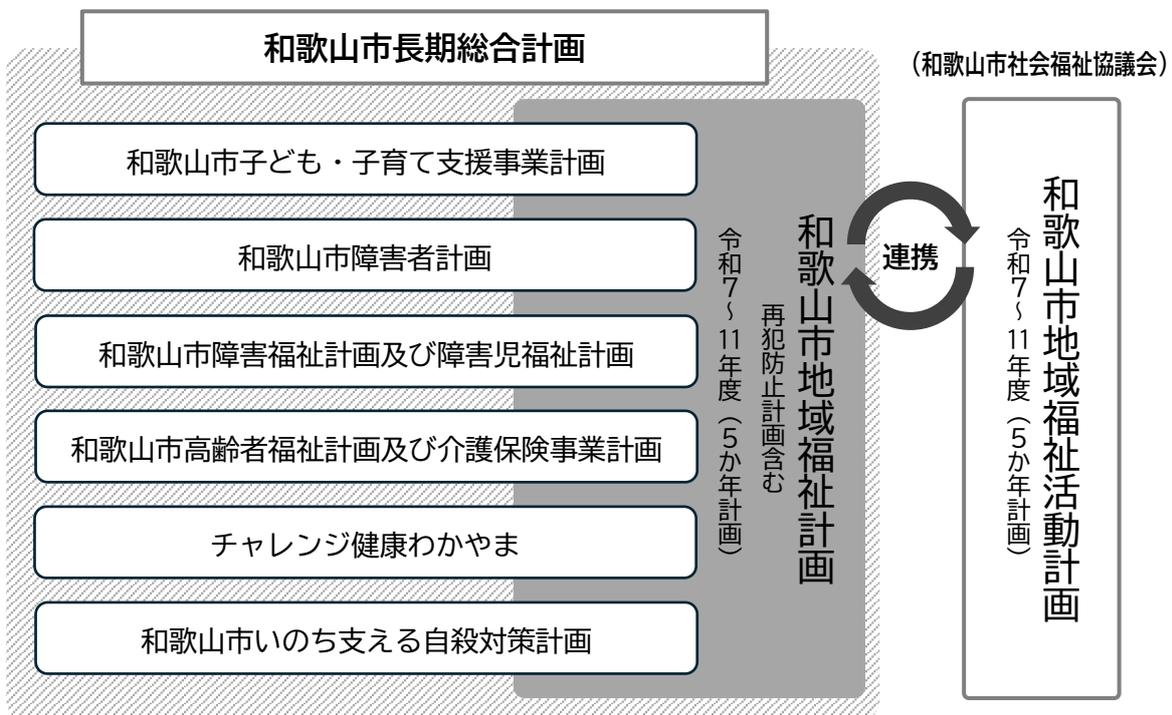
本計画は、本市のまちづくりの基本指針である「和歌山市長期総合計画」を、地域福祉の視点で具現化するものであり、個別分野の施策に関する計画とも整合性を図って策定しました。

あわせて、地域福祉推進機関である和歌山市社会福祉協議会が、市民が主体となって取り組む行動計画として策定する「和歌山市地域福祉活動計画」とも理念や方向性を共有し、市民協働による地域福祉を連携して推進します。

なお、社会福祉法の改正により、地域福祉計画は、「福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。」と定められたことから、本計画は、福祉分野の上位計画として位置づけ、策定します。

法的位置づけ

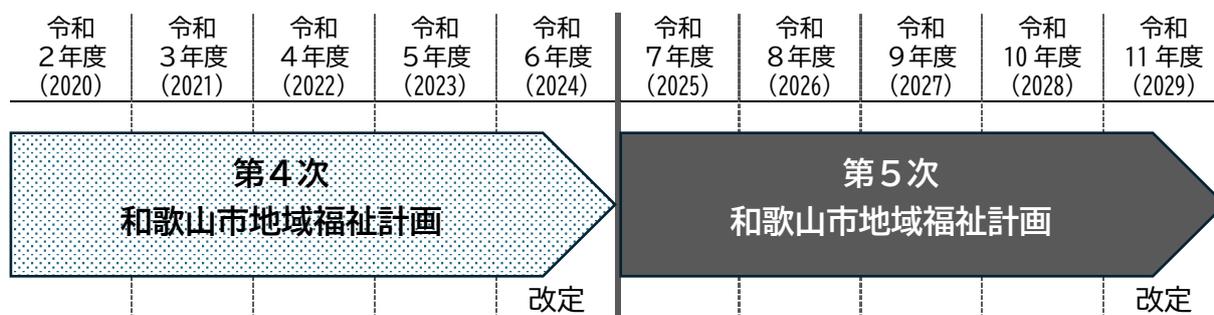
- 社会福祉法第107条に基づき市町村行政がつくる「地域福祉計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」



(2) 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間の計画です。

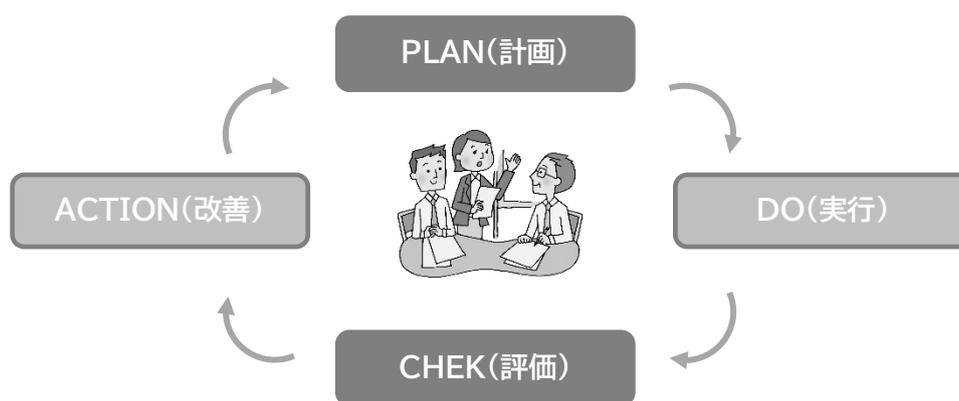
また、この期間においても、社会状況の変化や国・県における地域福祉施策の動向などをふまえるとともに、年度ごとに「和歌山市地域福祉計画推進協議会」で進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。



5. 計画の推進方法

(1) 計画の進捗評価

本計画は、年度ごとの振り返りにより実施状況を点検・評価し、そこで認識した新たな課題をふまえて次年度の取り組みをすすめ、達成状況をふまえたステップアップや新たな課題への取り組みを行っていくよう、継続的に推進していきます。



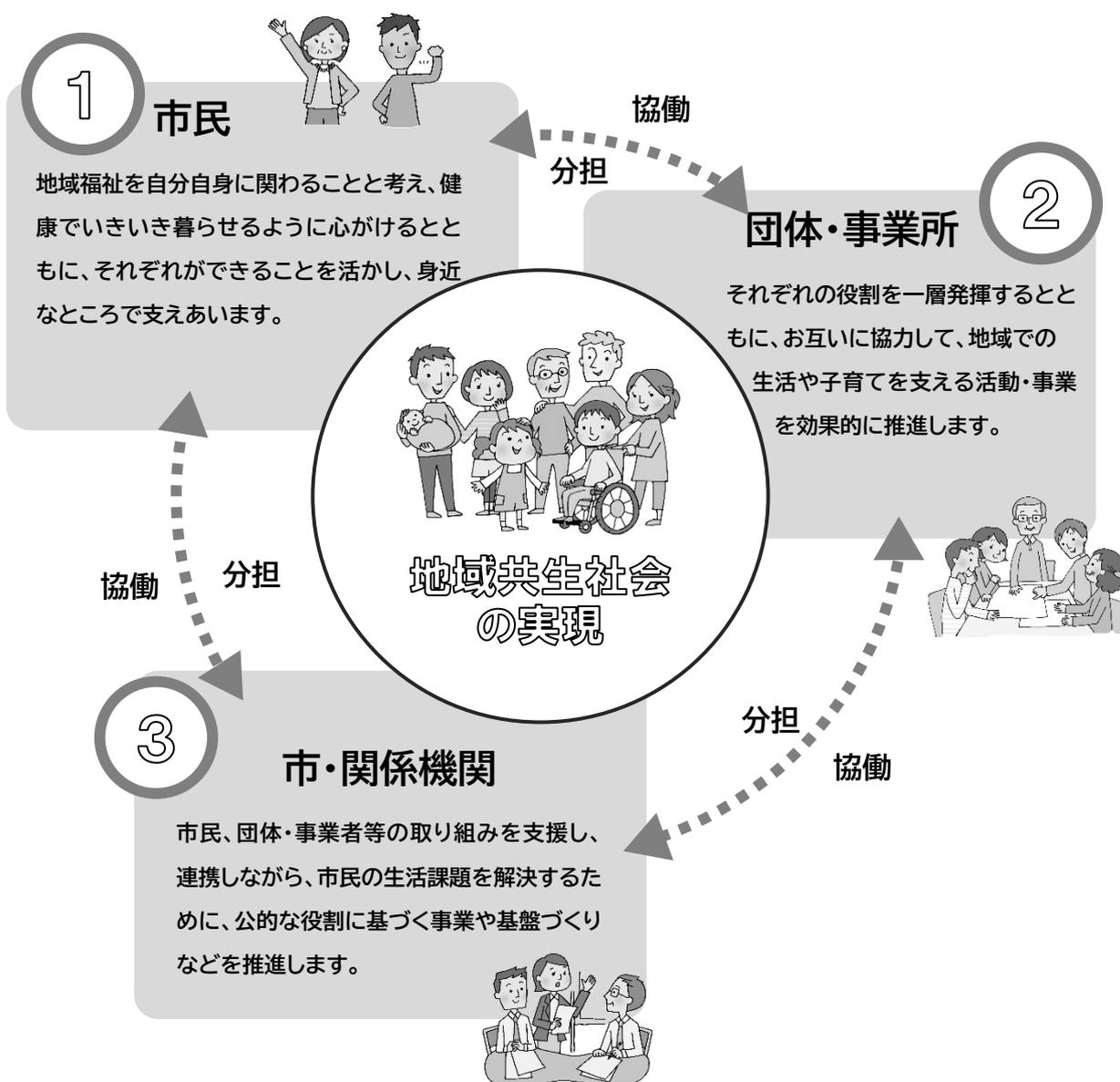
(2) 「役割分担」の考え方

市民、団体・事業者等は、「みんなで取り組む方向」に沿って各々が取り組むことを考え、協働しながら、地域の状況に応じた取り組みを推進することで、それぞれの取り組みの成果と課題を「地域福祉計画推進協議会」等に持ち寄り、ともに振り返りながら、次のステップにすすめていきます。

市民、団体・事業者、市・関係機関等が、それぞれの特長を活かして協働することで、「だれもが受け手にも、担い手にもなる」地域福祉の取り組みを効果的にすすめていきます。

そのためにも、次のような「役割分担」を基本とし、一人ひとりが「したいこと・できること」を考えて取り組んでいきます。

◆役割分担のイメージ



(3) 取り組みをすすめる「エリア」の考え方

地域福祉の観点から地域をとらえた場合、その活動は限られた場において展開されるものではありません。地域に住むすべての人が、それぞれの課題によって、さまざまな圏域で関わってきます。地域のとらえ方については、個人や世帯が抱える課題によっても範囲が異なることから、ひとつの分け方にとらわれず、重層的な圏域を設定することが考えられます。

本計画では、計画における地域を「エリア」として設定しました。地域での生活に密着し、地域に根ざした取り組みをすすめていくよう、単位自治会や地区などの身近な地域を基盤としつつ、複雑な課題への対応などは広がりのある「エリア」で専門的に展開しながら、各「エリア」が重層的に連携し、本市全体の地域福祉を着実に推進していきます。

◆「エリア」のイメージ



6. 計画の策定過程

本計画の策定にあたっては、次のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議をすすめました。

(1) 和歌山市地域福祉計画推進協議会での協議

本市では、地域福祉の推進について協議する場として、関係する団体・機関の代表や学識経験者等によって構成する「和歌山市地域福祉計画推進協議会」を設置しています。この計画の策定についても、協議会で具体的な方策等について議論し、総合的に検討を重ねました。

(2) 地域福祉に関するアンケート調査やヒアリングの実施

地域福祉に関するニーズや取り組みの状況、課題などを把握するため、地域福祉団体及び福祉の相談窓口、地域の居場所や福祉の相談窓口の利用者、小学生を対象としたアンケート調査、事業者やNPO法人を対象としたヒアリングを実施しました。また、市政世論調査でも、地域福祉について設問しました。

(3) 地域の絆づくり交流会の開催

ワークショップ形式で交流会を市内5か所で開催しました。少人数でグループに分かれ、交流を行うことで、地域の課題を共有し、その解決のために必要なことや各々ができることを出しあうことができました。

(4) 「活動事例集」としての概要版の作成

この計画を推進していくうえでモデルとなる地域活動の情報を広く周知するために、計画の概要版に先進的な事例を掲載しました。

(5) パブリックコメントの実施

計画に市民の意見を反映させるため、パブリックコメント（意見公募の手続き）を実施しました。

Ⅱ 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 本市の人口と世帯状況

人口

20年で29,822人減少

356,729人

令和2(2020)年



課題

- 少子高齢化の進行
- 核家族化の進行
- 高齢者がいる世帯の増加

世帯

20年で14,015世帯増加

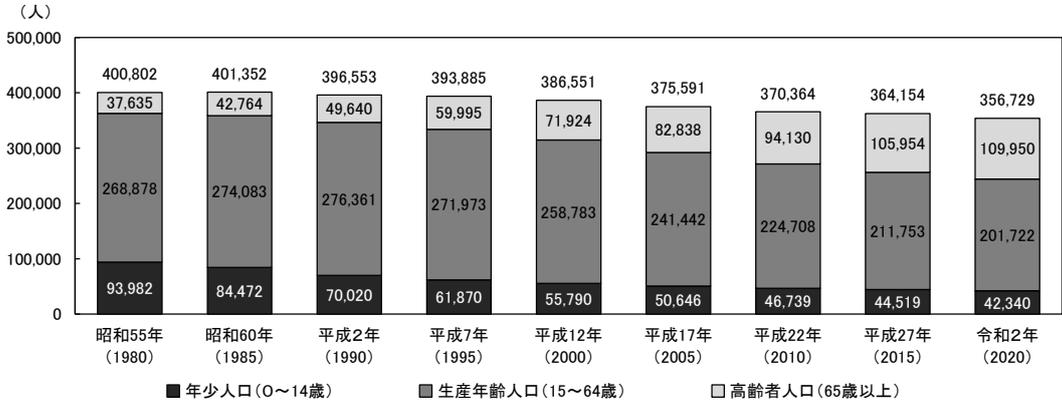
157,666世帯

令和2(2020)年



○人口は減少傾向で推移しており、令和2(2020)年には356,729人(0～14歳：42,340人、15～64歳：201,722人、65歳以上：109,950人)となっています。

人口推移



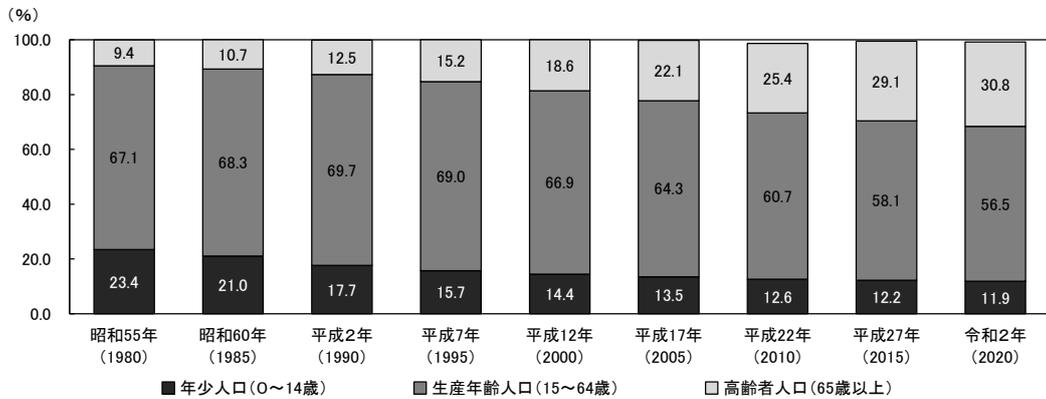
資料：国勢調査

※年齢別の人数に年齢不詳者は含まないため、人口の合計が一致しません。

SPコード

○年齢階層別割合の推移をみると、高齢化率（65歳以上が人口に占める割合）は増加傾向で推移しており、令和2（2020）年には30.8%と、高齢者の割合が3割以上となっています。

年齢階層別割合の推移

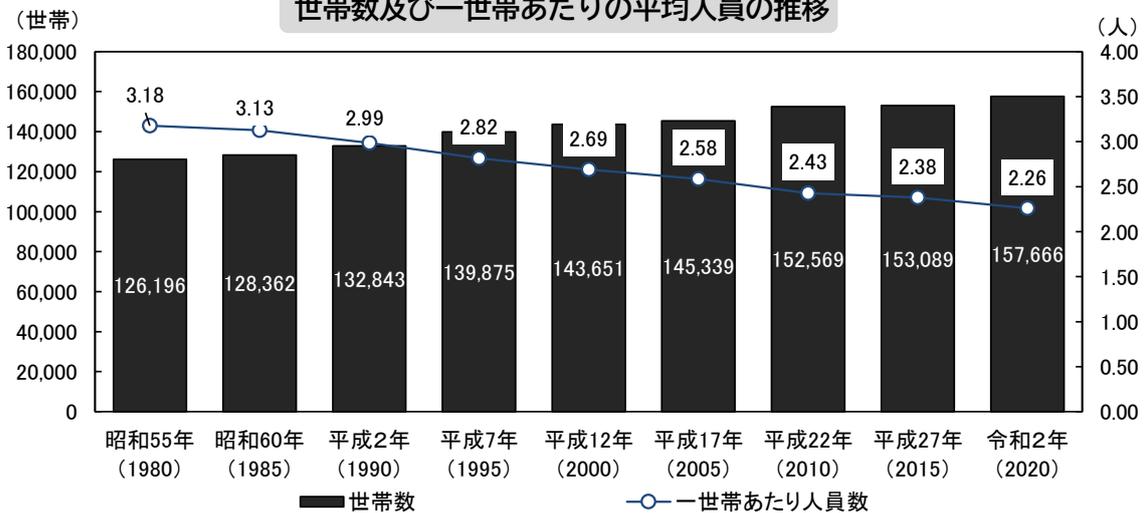


資料：国勢調査

※100%積み上げグラフについては、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります（P18~22のグラフも同様）。

○世帯及び一世帯あたりの平均人員の推移をみると、令和2（2020）年で157,666世帯となっています。一世帯あたりの平均人員は令和2（2020）年で2.26人となっています。

世帯数及び一世帯あたりの平均人員の推移



資料：国勢調査

地区	全人口			全世帯数	65歳以上人口			比率
	男性	女性	合計		男性	女性	合計	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
合計								

2. 分野別にみる現状

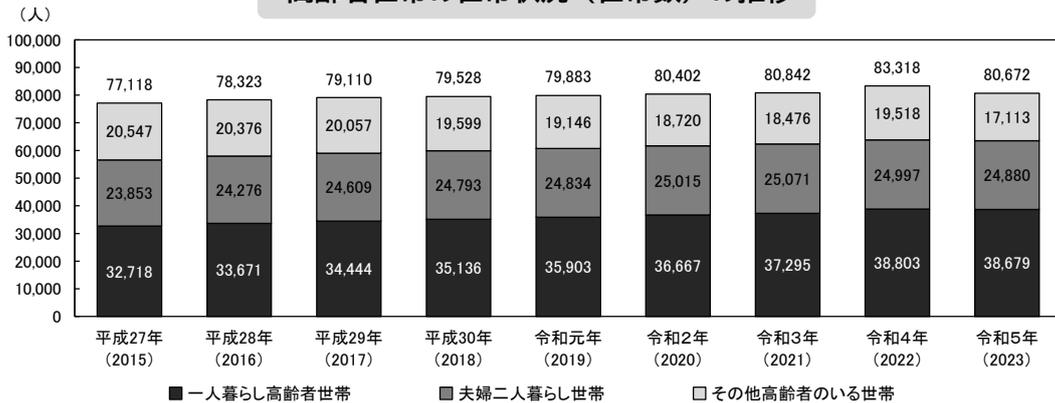
(1) 高齢者の現状



団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していく必要があります。

○高齢者世帯の世帯状況の推移をみると、令和2(2020)年で80,672世帯となっています。なかでも一人暮らし高齢者世帯は、令和2(2020)年で38,679世帯と年々増加傾向にあります。

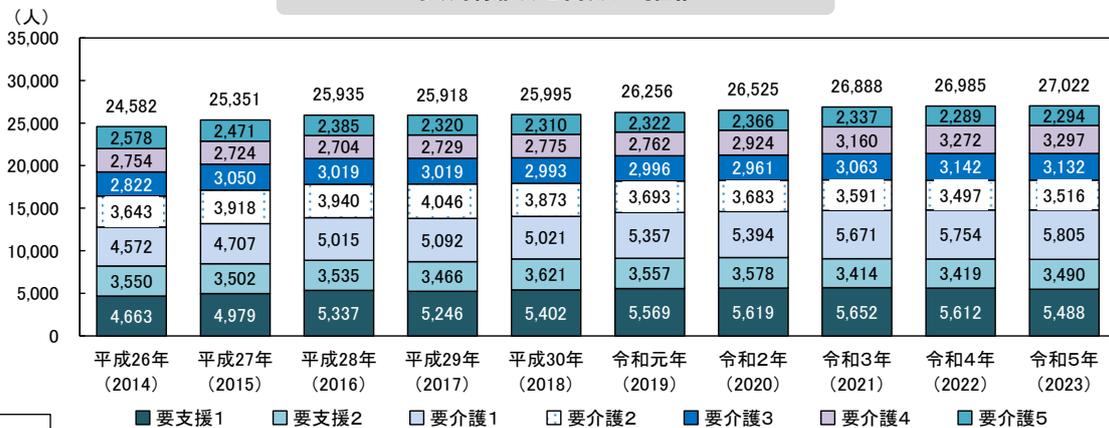
高齢者世帯の世帯状況(世帯数)の推移



資料：国勢調査

○要介護認定者数の推移をみると、令和5(2023)年で27,022人となっています。なかでも要介護1、要支援1の割合が高くなっており、経年変化では、要介護4で増加傾向にあります。

要介護認定者数の推移



SP コード

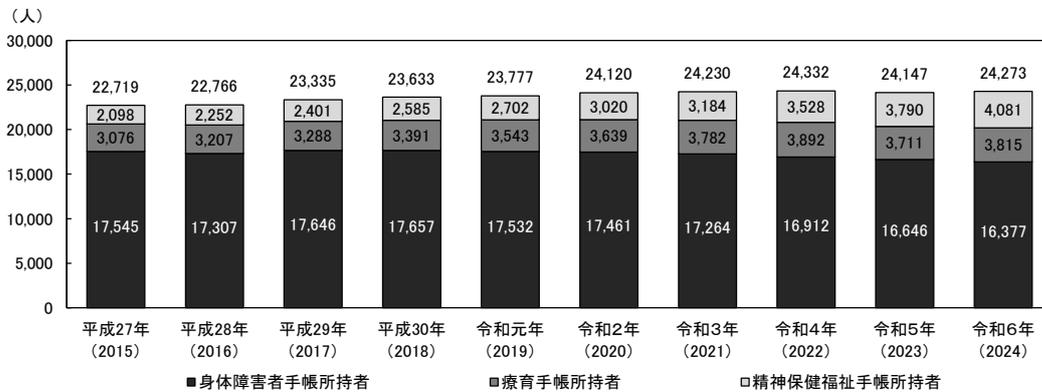
（2）障害のある人の現状



「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」及び「児童福祉法」の一部改正により、高齢の障がいのある人が介護保険サービスを円滑に利用するための見直しなどが行われるとともに、障がいのある子どもへのサービス提供体制を構築するための障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(改正障害者差別解消法)」が施行され「合理的配慮」の提供が義務付けられています。

- 障害者手帳所持者の推移をみると、令和5(2024)年で24,273人と微増傾向にあります。障害種別にみると、身体障害者手帳所持者で16,377人、療育手帳所持者で3,815人、精神保健福祉手帳所持者で4,081人となっています。
- なかでも、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者で年々増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数の推移

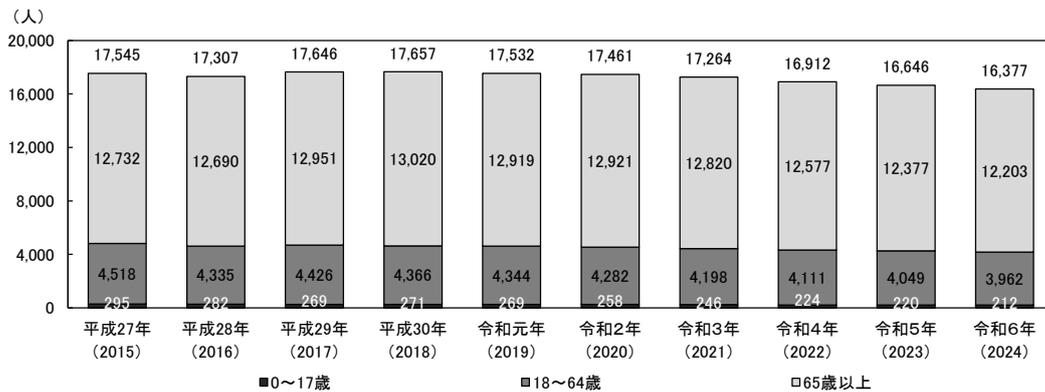


資料：障害者支援課（各年3月末時点）

○身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和5(2024)年で16,377人と減少傾向にあります。

○年齢内訳をみると、0～17歳で212人、18～64歳で3,962人、65歳以上で12,203人と65歳以上が多く占めていることがわかります。

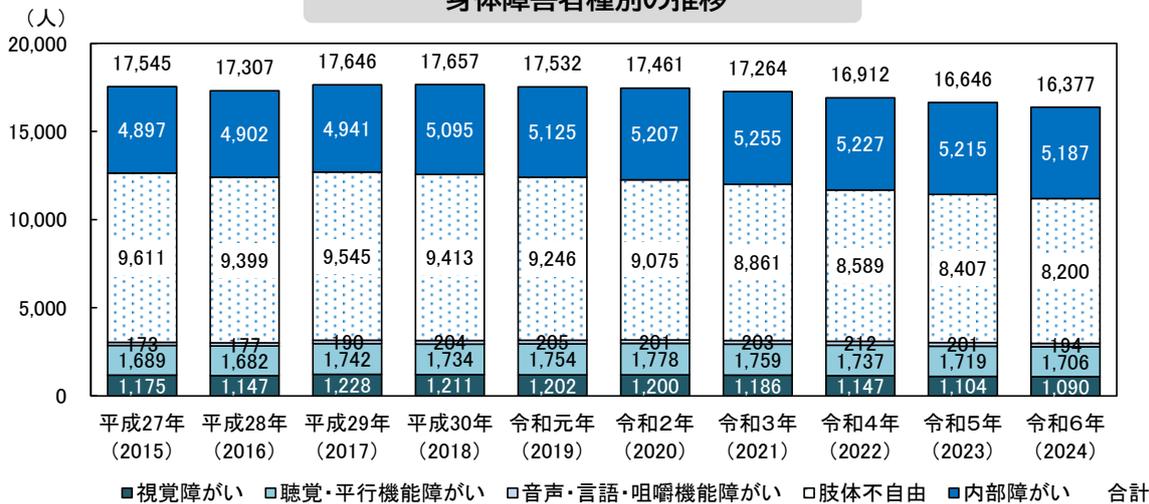
身体障害者手帳所持者数の推移



資料：障害者支援課（各年3月末時点）

○身体障害者種別の推移をみると、肢体不自由、内部障害が多く、肢体不自由で8,200人、内部障害で5,187人となっています。

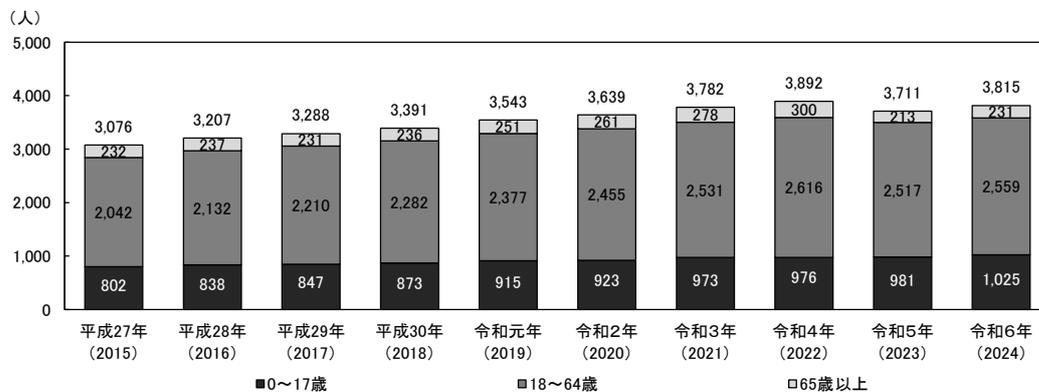
身体障害者種別の推移



資料：障害者支援課（各年3月末時点）

○療育手帳所持者数の推移をみると、令和5(2023)年で減少したものの、令和6(2024)年で3,815人と増加傾向にあります。

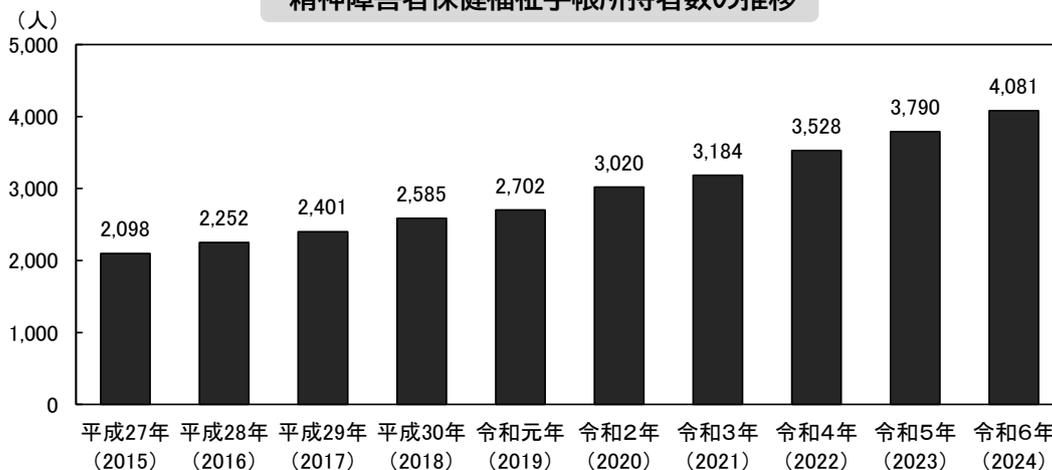
療育手帳所持者数の推移



資料：障害者支援課（各年3月末時点）

○精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、令和6(2024)年で4,081人と年々増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障害者支援課（各年3月末時点）

(3) 子どもの現状

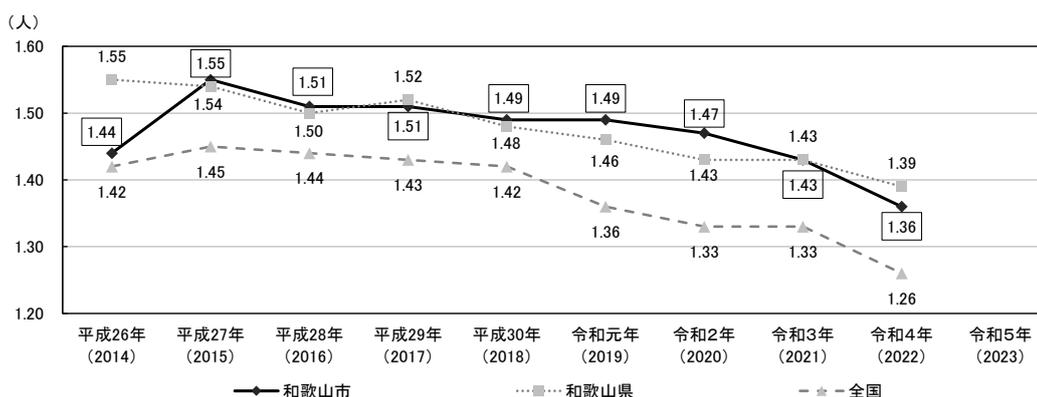


「子ども・子育て支援新制度」が開始され、質と量の両面から、幼児期の教育・保育の充実が図られています。

近年では、家庭の経済状況や養育環境によらず、全ての子どもが将来にわたって夢や希望を持つことができる社会の構築をめざした「子どもの貧困対策」が講じられるほか、本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」の問題に対し、対策が求められています。

○合計特殊出生率の推移をみると、令和4(2022)年で1.36と、和歌山県の1.39より低く、全国1.26よりは高くなっています。

合計特殊出生率の推移

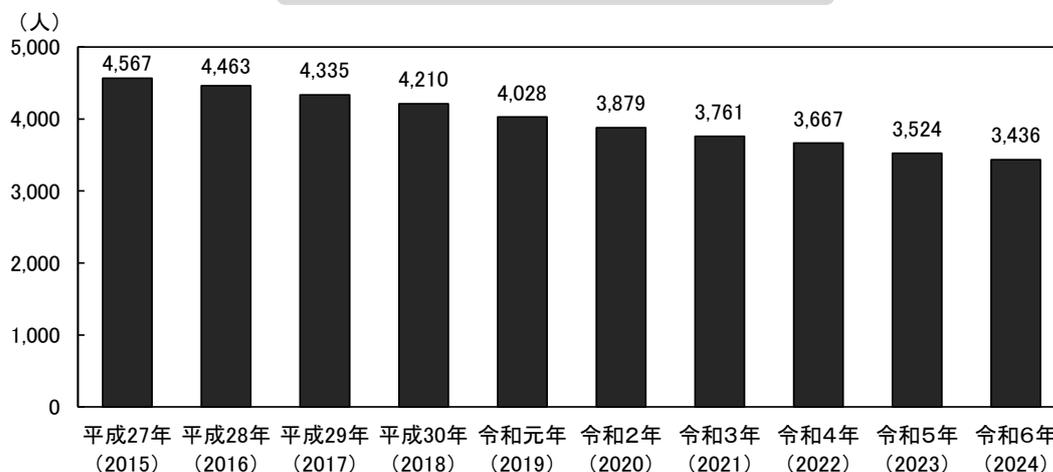


資料：総務企画課

※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

○児童扶養手当受給者数の推移をみると、令和6(2024)年で3,436人と年々減少傾向となっています。

児童扶養手当受給者数の推移

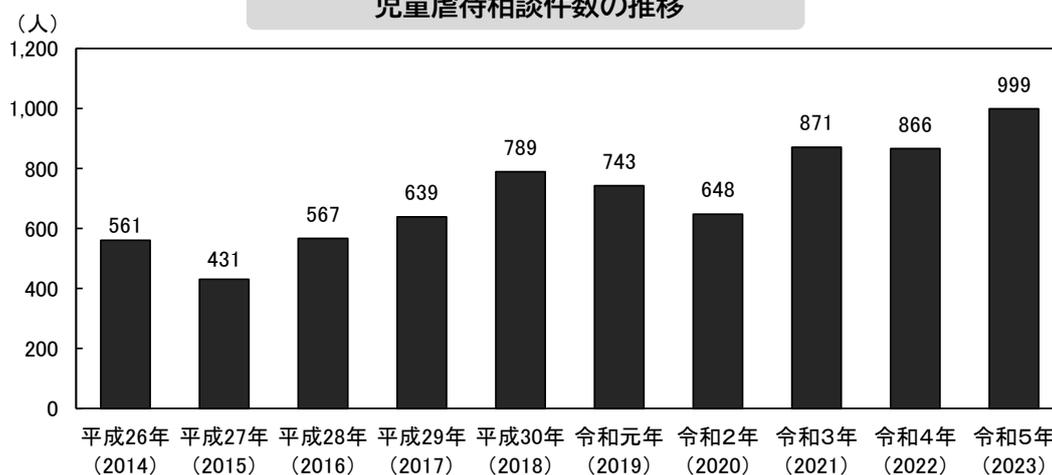


資料：こども家庭課 (各年2月分)

※児童扶養手当とは、父母の離婚や死亡などで、父または母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子供の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

○児童虐待相談件数の推移をみると、増減はあるものの、令和5(2023)年で999人と年々増加傾向となっています。

児童虐待相談件数の推移



資料：こども総合センター

※こども総合支援センターは、子供(18歳未満)を取り巻く様々な相談に対応するため、平成22年4月に、「家庭児童相談室(福祉事務所)」と「子ども支援センター(教育委員会)」が融合し、発足しました。「子供に関する相談」「不登校の子供のための適応指導教室(ふれあい教室)」「日本語指導のサポート」「養育支援訪問事業」などを行っています。

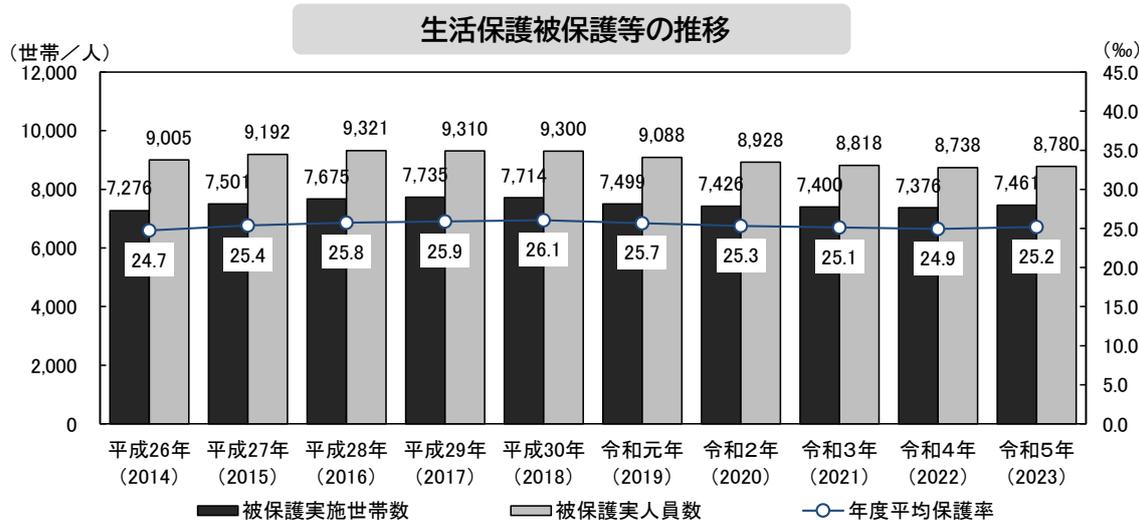
(4) 生活に課題のある人の現状



生活困窮者自立支援法の施行から、生活困窮者に寄り添った包括的支援が様々な分野の関係機関とのつながりのなかで実施されてきました。

「改正生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」や「子どもの学習支援事業や居住支援の強化」などが盛り込まれました。合わせて、ひきこもりの状態にある人やその家族に対する相談支援への対応、ひきこもり地域支援センターの連携を強化する方針が示されました。

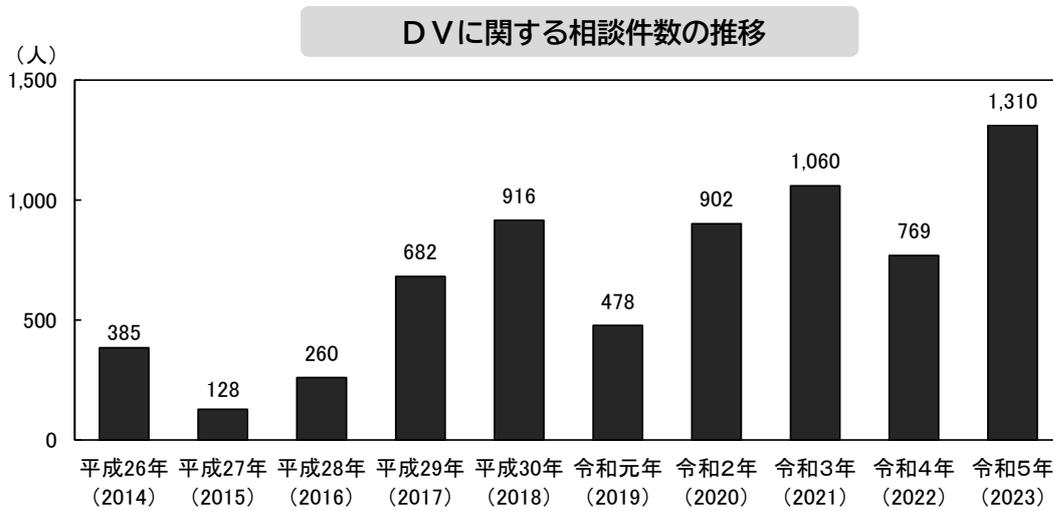
- 生活保護被保護等の推移をみると、令和5(2023)年で、被保護実施は7,461世帯、8,780人となっています。
- 年度平均保護率は、令和5(2023)年で25.2と増減を繰り返しながら、横ばいに推移しています。



資料：生活支援課

※年度平均保護率とは、人口千人あたりに占める被保護者人員の割合のことです。

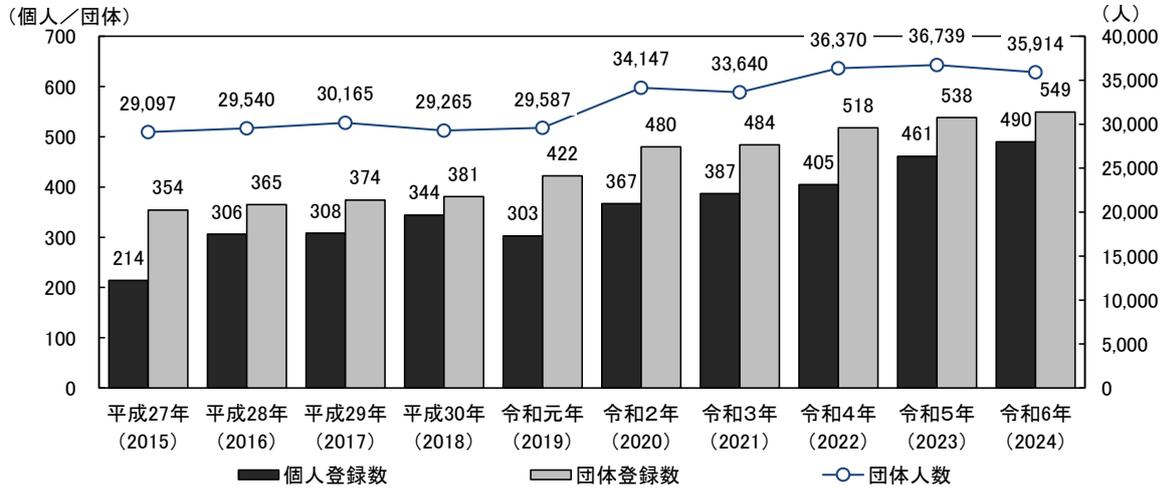
○DV に関する相談件数の推移をみると、令和 4 (2022) 年で減少したものの、令和 5 (2023) 年で 1,310 人と平成 26(2014)年からの 10 年間で最も高くなっています。



資料：男女共生推進課、市民生活課、人権同和施策課、こども総合支援センター、保健対策課、高齢者・地域福祉課

3. ボランティア・NPO法人の状況

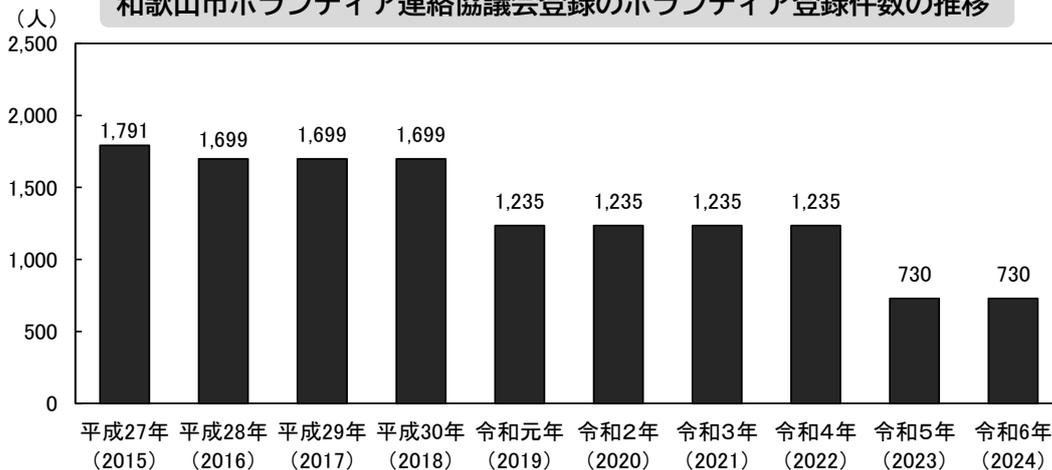
市民公益活動登録件数の推移



資料：市民自治振興課(各年3月末時点)

※和歌山市市民公益活動登録制度とは、和歌山市内で市民公益活動（市民が自主的に行う社会貢献活動）に携わっている地域・NPO（ボランティア）・学生等といった団体・個人の皆様の情報を一元化することにより、効果的な情報交換体制の構築、各主体のネットワーク化の実現をめざしており、市民公益活動に携わり易い環境の整備につながることを目的としています。

和歌山市ボランティア連絡協議会登録のボランティア登録件数の推移



資料：和歌山市社会福祉協議会(各年4月1日時点)

自治会

住んでいる地域をよりよくすること、地域を共同で管理・運営することを目的とした住民運営の組織です。

地域の安全・防犯、環境美化など、地域の特性を活かした独自の取組が行われています。



民生委員・児童委員

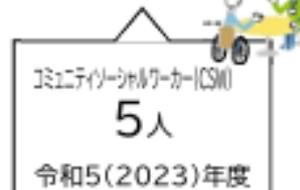
支援を必要とする人の立場に立って相談に応じ、必要な支援につなげていく役割を担っています。

それぞれ担当地区を持っており、地域住民にとって身近な相談先のひとつです。



コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

地域を基盤として活動し、これまでの法制度では十分に対応できない困りごとを抱える人に寄り添いながら、地域の生活課題の解決に向け、地域住民と一緒に支え合いの仕組みづくりに取り組む専門職です。



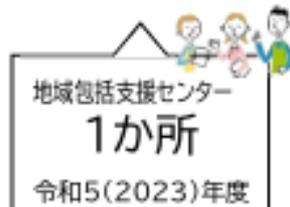
社会福祉協議会

社会福祉法に基づく「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、誰もが安心して暮らせる支え合いの福祉のまちづくりを市民とともに進めています。行政とは異なる民間組織として、市民と活動団体、専門職、行政などとの間をつなぐ役割を担っています。



地域包括支援センター

「介護保険について教えてほしい」「どんな福祉サービスがあるのか知りたい」などの相談を受けるほか、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、本人と家族を様々な取組で支える機関です。



生活支援コーディネーター

地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役です。地域の特性や困りごとを把握し、支え合い活動に参加する人を増やしたり、支援を必要とする人と支援の取組とのマッチングを行ったりしています。



4. アンケート調査やヒアリング調査等の結果

(1) アンケート調査結果概要

(2) ヒアリング調査結果概要

(3) 地域の絆づくり交流会

5. 課題の整理

Ⅲ 地域福祉推進の基本的な考え方

1. 基本理念

基本理念は、本市がめざす地域福祉のあり方の方向性を示す普遍的な理念であることから、第3次計画を継承し、本計画の基本理念を次のように定めます。

お互いを尊重し、支えあう”元気な福祉のまち”
をわたしたちの”参加と協働”で創出します。

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、市民同士が支えあい、適切なサービスを受けられるような福祉のまちづくりが求められます。

また、人と人が共生する地域づくりを実現するためには、支える側と支えられる側を固定することなく、お互いに依存しながらも理解しあえる環境を整えることと、そのことが自分たちの地域を豊かにしていくのだという視点をもつことが大切です。市民一人ひとりが取り組む「自助」、地域で協力して取り組む「互助」、行政等が取り組む「公助」が適切に役割を担うとともに、関係機関を含め、それぞれが連携・協働し、分野を超えて横断的に地域全体で取り組むことが重要になります。

本市は、まちづくりの基本指針である「第5次和歌山市長期総合計画」で、めざすべき将来都市像を「きらり輝く 元気な和歌山市」と定めています。これを実現するために、みんなで取り組むまちづくりのひとつとして地域福祉を推進し、元気な福祉のまちを実現することを、本計画の最も基本となる理念とします。この基本理念のもとで、わたしたち（市民、団体・事業者、市・関係機関等）はお互いを尊重し、ともに支えあう意識をもって参加し、各々の特長を活かしながら協働することで、和歌山市らしい福祉を創出していきます。

さらに、本市の地域福祉を持続的に推進していくため、「SDGs（持続可能な開発目標）」がめざす「誰一人取り残さない」社会の実現を福祉の視点に取り入れ、地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

2. アクション

3. 取り組みの体系

IV 取り組みの方向

V 重点的に取り組むプログラム

資料

1. 計画策定の経過

2. 和歌山市地域福祉計画推進協議会条例

3. 和歌山市地域福祉計画推進協議会委員名簿

4. 和歌山市地域福祉計画推進委員会委員名簿

第5次和歌山市地域福祉計画
「わかやま・元気ふくし計画」
令和7年3月

編集・発行：和歌山市福祉局 社会福祉部 高齢者・地域福祉課
〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地
TEL：073-435-1063／FAX：073-435-1268
Mail：koureisha@city.wakayama.lg.jp